第1期東海市障害福祉計画

平成19年3月

東 海 市

目 次

第	1		東	海市	障	害	福礼	止計	一画	0	策	定	に	あ	た	つ	て											
	第	1	_	1	計	画	のほ	目的	.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	1	_	2	計	画	期間	刂	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	第	1	_	3	計	画	の気		体	制	`	推	進	体	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	2		計	画策	定	Ø 2	基ス	卜 的	力考	え	方																	
	第	2	_	1	障	害礼	福和	止サ	<u>-</u>	ピ	ス	0)	提	供	体	制	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	2	_	2	相	談	支担	爰の)提	供	体	制	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	3		平	成 2	3	年月	度の	り目	標	値	0	設	定															
	第	3	_	1	福	祉力	施訂	党の	入	所	者	(D)	地	域	生	活	~	(D)	移	行	•	•	•	•	•	•	•	4
	第	3	_	2	入	院。	中の	り精	持神	障	害	者	0	地	域	生	活	^	の	移	行	•	•	•	•	•	•	5
	第	3	_	3	福	祉力	施訂	殳カ	15	_	般	:就	労	^	の	移	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第	3	_	4	障	害	福和	止サ	<u>-</u>	ピ	ス	0)	種	類	<u>_</u> "	と	に	お	け	る	目	標	値	•	•	•	•	6
		•		訪問	系	サ・	—	ごフ	:		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	6
		•		日中	活	動	系士	ナー	- Ľ	゙ス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
				(生	活	介記	護、	É	立	訓	練	į,	就	労	移	行	支	援	`	就	労	継	続	支	援)		
		•		療養	介	護	サー	- Ł	゛ス		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		•		児童	デ	イ・	サー	- Ł	゛ス		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
		•		短期	入	所					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
		•		居住	系	サー	—	ごフ	:		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
		•		相談	支	援	(+	ナー	- ビ	゙ス	利	用	計	画	作	成)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	第	3	_	5	地	域/	生活	舌支	泛援	事	業	に	関	す	る	事	項											
		•		相談	支	援	事	業			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
		•		コミ	、ユ	=	ケ	ーシ	/ ヨ	ン	支	泛援	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
		•		日常	生	活.	用,	具糸	合付	事	:業	્ર •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
		•		移動	力支	援	事	業			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
		•		地域	活	動	支持	爱事	事業	Ė	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
				その) 他	事	業					•		•			•			•	•	•	•		•		1	4

第1 東海市障害福祉計画の策定にあたって

第1-1 計画の目的

・ 「障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条※に基づき、障害のある方が、 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、 相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるも のです。

なお、本市におきましては、障害分野に関する個別計画として、「第2次東海 市総合福祉計画」の中で「障害者福祉計画」が策定されていますが、本計画はそ の中の障害福祉サービス等の提供体制に限定して作成をするものです。

※ 障害者自立支援法第88条(抜粋)

(市町村障害福祉計画)

- 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込 み
 - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保 に関し必要な事項
- ・ この計画は、東海市の将来像を描いている「第5次東海市総合計画」との整 合性を保ちながら策定します。
- ・ 「第2次東海市総合福祉計画」の中で策定されている「障害者福祉計画」の 基本的な考え方※を踏まえつつ策定します。
- ※ 第2次東海市総合福祉計画(障害者福祉計画)の基本的な考え方:障害のある人もない人 も、すべての人が、いきいきと暮らしつづけられるよう、共に支えあう社会の実現
- ・ 国の定める障害福祉計画の基本指針(平成18年6月)に掲げる次の理念に 即して策定します。
 - ア 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害者が自らその居住する場所を選択し、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

イ 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度は 法で一元的な規定となりました。現状で障害福祉サービスの提供体制が立 ち遅れている精神障害者等に対するサービスの充実を図ります。

ウ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供体制を整えるとと もに、障害者が地域で生活できる仕組みを実現するため、身近な地域にお けるサービス拠点づくり等、ケアマネジメントの考えに基づいた、地域の 社会資源の有機的な活用を図る仕組みづくりを進めます。

第1-2 計画期間

この計画は、平成23年度を最終目標年度として策定します。第1期計画では、 平成18年度から※平成20年度までの3か年が計画期間となります。

なお、第2期計画は、平成21年度から平成23年度の3か年が計画期間となります。

※ 平成18年6月26日に示された国の基本指針では第1期計画の作成時期について、「遅くとも平成18年度中に作成することが必要である。」としているところです



第1-3 計画の策定体制、推進体制

計画策定は、上位計画である第2次東海市総合福祉計画の審議機関である東海市総合福祉計画推進協議会を通して作成し、障害者地域自立支援協議会※で計画の具体化の協議及び評価の後、進捗状況を同協議会に報告します。なお、計画について、市民からの意見をいただくため市のホームページで案を公表し、作成した計画についても同様に公表します。また、計画変更の必要が生じた場合についても、策定と同様の手続きとします。

※ 障害者自立支援法施行規則第65条の10に規定する協議会で、日常的に障害者等の支援 に係わる各機関で構成される市町村設置組織。

第2 計画策定の基本的考え方

第2-1 障害福祉サービスの提供体制について

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、 数値目標を設定し、計画的な整備を行ないます。

- ・ 必要な訪問系サービスの充実 訪問系サービスである居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等 包括支援の充実を図ります。
- ・ 障害者が希望する日中活動系サービスの充実 日中活動系サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援事業で提供されるサービスの確保を図ります。
- ・ グループホーム等の整備を図り、入所等から地域生活への移行を推進 地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助)及びケアホーム(共同生活介護)を整備する仕組みの構築を図り、ケアマネジメントの構築に より、入所等(福祉施設での入所又は病院での社会的入院をいう。)から地域生 活への移行を進めます。
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等を推進 就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行 を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大を進めます。

第2-2 相談支援の提供体制について

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保及び権利擁護事業や成年後見人制度の活用とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援が不可欠であるため、身体障害、知的障害及び精神障害に一元的に対応する相談支援体制の充実を図ります。ケアマネジメントの考え方に基づいた中立・公平な立場で適切な相談支援の実施をし、現場の障害者支援から必要とされる課題解決のために、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる障害者地域自立支援協議会の運営を併せて行います。

第3 平成23年度の目標値の設定

第1期計画では、目標年度である平成23年度の年度末までの目標を設定します。 この目標の設定については、国の定める「障害福祉計画の基本指針」(平成18年6月)及び愛知県が示した「障害福祉計画策定についての基本的考え方」(平成18年11月)を踏まえ、東海市の実情に応じて行います。

第3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数の削減見込と地域生活移行者数の目標値を設定します。

施設入所者数の削減見込は、国の基本指針で「現時点での施設入所者数から7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標値を設定する」こととされています。愛知県の基本的考え方では、7%削減を目指しています。

市においては、入所者の状況と今後の入所予定を勘案し、身体障害者施設では、率で10%、知的障害者施設では率で15.2%、合計では、率で13.2%を目指します。

地域生活移行者数については、国の基本指針で「現時点での施設入所者数の1割以上が、地域生活に移行すること」を基本とすることとされています。愛知県の基本的考え方では、15%の地域移行を目指しています。

市においては、入所者の状況と愛知県心身障害者コロニーからの移行を勘案し、 身体障害者施設では、率で10%、知的障害者施設では率で18.2%、合計で は、率で15%の地域移行を目指します。

			数 値		
項	目	身体障害者 施設	知的障害者 施設	合計	考え方
現時点の施	i設入所者数 (A)	20 人	33 人	53 人	現時点は平成 17 年 10 月 1 日 の数とする。
平成 23 年 施設入所者		18 人	28 人	46 人	平成 23 年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】	削減見込 (A-B)	2 人 (10.0%)	5人 (15.2%)	7人 (13.2%)	差引減少見込数
【目標値】	地域生活 移行者数	2 人 (10.0%)	6 人 (18.2%)	8人 (15.0%)	施設入所からグループホーム、ケ アホーム等へ移行する者の数

対象とする入所施設は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害 者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、及び旧体系から新体系へ移 行した障害者支援施設(訓練入所を除く)とします。

第3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針で、平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神 障害者」が退院し、地域生活へ移行することを目指しています。

愛知県では、県内の精神科病院に対し調査を行い、平成18年6月30日現在の「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」は、1,000人と捕捉し、 平成23年度末までに地域に移行する目標値を835人と設定することとしています。

愛知県の調査では、東海市は10人であり、市においては、愛知県と連携し8 人の地域移行を目標値として取り組みます。

項目	数値	考え方
現在の退院可能精神障害者数	10 人	平成 18 年 6 月 30 日現在の退院可能精神 障害者数
【目標値】 減少数	8人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少 を目指す数

第3-3 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針で、現時点の一般就労への移行実績の4倍とするのが望ましいと しており、愛知県の基本的考え方でも、4倍以上を目標値と設定することとして います。

愛知県の平成17年度一般就労への移行実績資料で、東海市は2人の実績であることから、市においては、8人の一般就労への移行を目標値として取り組みます。

項目	数值	考え方
現在の年間一般就労移行者数	2 人	平成 17 年度において福祉施設を退所 し、一般就労した者の数
【目標値】平成 23 年度の年間 一般就労移行者数	8人(4倍)	平成23年度において福祉施設を退所 し、一般就労する者の数

ここでいう福祉施設は次のとおりとします。なお、これらの施設が新体系に 移行した場合においては、その事業所も進行管理の対象とします。

(身体障害者施設) 更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)

(知的障害者施設) 更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)

(精神障害者施設) 授産施設(通所)、小規模通所授産施設

第3-4 障害福祉サービスの種類ごとにおける目標値

・ 訪問系サービス

障害者支援費制度(平成15年度から平成17年度)のもとでサービス提供されていた居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)は、障害者自立支援法の施行に伴い、サービスの内容によって区分がされました。

現在は、自立支援給付としての居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の4つのサービスと、地域生活支援事業としての移動支援サービスとして提供しています。

ここで目標値を設定する訪問系サービスとは、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」の4つのサービスを総称したものです。月間利用時間で見込むこととされています。

愛知県の基本的考え方では、推計の基本となるのは、「1年あたりの伸び」と しています。

市においては、身体障害、知的障害、精神障害ごとの平成16年度から平成17年度の利用時間数の伸び率により推計をし、目標値を設定します。平成23年度は、3,052時間とし、毎年10%程度の利用時間の伸びを見込むこととします。

(単位:時間/月)

サービス名	18 年度	19 年度	20 年度	23年度
居宅介護				
重度訪問介護	1.079	0.055	0.050	2.050
行動援護	1,873	2,055	2,259	3,052
重度障害者等包括支援				

今後の取り組みについては、障害者が必要とするサービスを利用できるように、 実施事業者との情報共有・新規参入を促進し、障害者の適切なケアマネジメント を行う相談支援事業の充実に努めます。

なお、各サービスの内容は、次のとおりです。

ア 居宅介護 居宅での、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。 ホームヘルプサービスと呼ばれています。

イ 重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅での、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の介護などを総合的に行

うサービスです。

- ウ 行動援護 知的・精神障害のために行動上著しい困難があり、常時介護を 要する人の、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。
- エ 重度障害者等包括支援 常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に、 居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

・ 日中活動系サービス

日中活動系サービスのうちの、新体系サービスに移行した通所・入所施設の昼のサービスである、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、 就労継続支援(A型・B型)に係る目標値を見込みます。

愛知県の基本的考え方で、この新体系のサービスの必要量と併せて、第1期計画のサービスの見込においては、平成18年10月から5年間の経過措置期間内に提供される今までのサービスについても参考値として見込むこととされていることに合わせ、この計画でも参考値を見込むこととします。

市においては、生活介護は、平成18年度の利用実人数7人に、標準月22日 利用を乗じて、月間利用量を見込みます。平成19年度と平成20年度見込みは、 事業所の移行計画に沿って見込み、平成23年度の目標値は、実人数113人で 見込むこととします。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)については、現在、利用者がいませんが、事業所のサービス体系が多機能事業へ移行する中で、平成20年度に、機能訓練2人、生活訓練6人を見込み、平成23年度の目標値は、その倍を見込むこととします。

就労移行支援については、事業所の新体系への移行及び養護学校高等部の卒業者の利用を見込んで平成20年度に実人数15人増、平成21年度に実人数15人増とし、以降平成23年度までは、新規利用と利用終了の差引で、実人数38人の利用を目標値とします。

就労継続支援(A型)については、事業所の移行計画を基に、平成19年度と 平成20年度は、実人数1人に、標準月22日利用を乗じて、月間利用量を見込 み、平成23年度の目標値は、12人の利用増を見込み実人数13人で見込むこ ととします。

就労継続支援(B型)については、事業所の移行計画を基に、平成19年度は

実人数3人に、標準月22日利用を乗じて、月間利用量を見込み、平成20年度は、事業所移行に伴うことによる実人数69人増、以後、実人数5人の新規利用と生活介護利用者からのサービス利用変更を加味して、平成23年度の目標値を実人数で92人とします。

参考値として見込む旧法施設支援については、5年間の経過措置期間が平成23年3月までであることから、平成23年度の目標値は、設定しないこととなります。平成19年度と平成20年度は、平成18年度のサービス利用の実人数から新体系に利用を移行した利用者数を減じて見込んでいます。

(延べ日数の単位:人日分/月)

	18 年度		19 4		20 4	年度	23年度	
サービス名	実 人数	延べ 日数	実 人数	延べ 日数	実 人数	延べ 日数	実 人数	延べ 日数
生活介護	7	154	18	396	92	2, 024	113	2, 486
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	2	22	4	44
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	6	66	12	132
就労移行支援	0	0	8	176	23	506	38	836
就労継続支援 (A型)	0	0	1	22	1	22	13	286
就労継続支援 (B型)	0	0	3	66	72	1,584	92	2,024
(参考) 旧法施設支援	145	3, 190	139	3, 058	2	44	0	0

今後の取り組みについては、障害者が必要とするサービスを利用できるように、必要に応じて実施事業者の新体系への移行計画に助言を行い、事業運営のあり方について、障害者個々の支援計画の作成・実施・評価による効果的なサービス利用・社会資源活用が図られるように努めます。

なお、サービス内容は次のとおりです。

- ア 生活介護 常に介護を必要とする障害者に、主に昼間、入浴、排せつ、食事 の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービス です。
- イ 自立訓練(機能訓練) 身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活 ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサ ービスです。
- ウ 自立訓練(生活訓練) 知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要

な訓練を行うサービスです。

- エ 就労移行支援 一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に 必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
- オ 就労継続支援(A型) 一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。 事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。
- カ 就労継続支援(B型) 一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢 に達している障害者に一定の賃金水準のもとで、働く場や、生産活動の機会を 提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約 は結びません。

療養介護サービス

療養介護は、医療と常時介護を必要とする障害者に、主に昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。

平成18年9月30日までに進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者であった者については、平成18年10月1日以降、療養介護に移行していることから、その人数を基本として見込むこととしています。

市においては、現在、サービス利用の実人数が1人であることから、平成23 年度の目標値を1人と設定します。

なお、児童福祉施設のあり方が、現在、国において概ね5年後の施行を目指して、今後3年以内に結論を出すことを目途に検討されており、重症心身障害児施設の20歳以上の者に係るサービス利用が、療養介護サービスに移行された場合、第2期計画の中で児童相談所からの情報提供を基に、療養介護サービスの目標値を勘案することとなります。

(単位:人分/月)

サービス名	18 年度	19 年度	20 年度	23年度
療養介護	1	1	1	1

今後の取り組みについては、療養介護を行う独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院などと連携をとって対応します。

• 児童デイサービス

児童デイサービスは、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適 応訓練等を行うサービスです。

本市では、早期発見・早期療育という観点から児童福祉法に基づく知的障害児 通園施設において、就学前の障害児の療育を実施していますので、障害者自立支 援法に基づく児童デイサービスは、利用者が個別理由により補完的に利用してい る現状です。

市においては、児童デイサービス利用量は、平成18年度で利用実人数22人、延べ利用日数31日/月であり、平成23年度の目標値を横ばいの39日/月と設定します。

(単位:人日分/月)

サービス名	18 年度	19 年度	20 年度	23年度
児童デイサービス	31	33	34	39

今後の取り組みについては、児童デイサービス提供については、従前、小学生を利用対象としていところ、就学前に限定する国の方針があり、平成18年10月から始まった地域生活支援事業「日中一時支援B型(障害児)」の利用と児童デイサービスの組み合わせで効果的な利用に努めます。

• 短期入所

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者を短期間、夜間も 含め施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

短期入所については、平成18年10月から日中受入がなくなり、宿泊を伴う もののみとなっています。

利用量については、短期の利用の属性から一定の伸び率でないことから、平成23年度までの目標値は、毎年、10%の利用増による設定をします。

(単位:人日分/月)

サービス名	18 年度	19 年度	20 年度	23年度
短期入所	111	122	134	178

今後の取り組みについては、短期入所の利用は、家族と別に寝食することでの精神的自立の芽生えとしての効用も見られることから、障害者と家族が利用しやすい社会資源の確保に努めます。入所施設などの障害者支援施設や相談支援事業者と情報や課題を共有し、障害者の自立した地域生活に資するものとして、継続的なケアマネジメントの中で利用できる仕組みづくりに努めます。

・ 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助 (グループホーム)、共同生活介護 (ケアホーム) と施設入所支援があります。

共同生活援助は、知的障害者及び精神障害者に対して、主として夜間において 共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行うサービスです。グループホームと呼ばれています。

共同生活介護は、知的障害者及び精神障害者に対して、主に夜間に共同生活を 営む住居において入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。ケアホ ームと呼ばれています。

グループホームとケアホームは、知的障害者の地域生活を進めるための、重要なサービスと考えています。現在、知的障害者は、現在、実人数24人が利用しています。平成20年度の見込みを4人増の28人、平成23年度の目標値を8人増の32人と設定します。

精神障害者については、居住の場として利用できるグループホームが近隣には ありません。

施設入所支援については、利用見込量を削減する目標設定であり、第3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行と合わせて、平成23年度の目標値を4 7人と設定します。

(単位:人分/月)

サービス名	18 年度	19 年度	20 年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	24	24	28	32
施設入所支援	0	4	10	47
(参考) 旧法施設入所	54	49	42	0

今後の取り組みについては、グループホーム、ケアホームの必要性が、障害者の安心のある地域生活の基盤であること及び障害者といっしょに暮らす市民の安心した暮らしの実現になることの両面にあることから、普遍性のあるサービス提供のあり方の構築に向けて、障害者を支援する事業者や相談支援事業者等と障害者地域自立支援協議会で検討します。また、安心してグループホーム、ケアホームに移行できるようにするため、グループホームを体験できる施策を検討します。

相談支援(サービス利用計画作成)

相談支援(サービス利用計画作成)は、支給決定を受けた利用者で、一定の複数のサービスを組み合わせて利用することが必要な障害者や、入院・入所からの地域生活へ移行する障害者に対して、指定相談支援事業者が、計画的なプログラムの作成等の支援を行うサービスです。

障害福祉サービスの支給決定を受けた障害者で支援を必要とする方が、指定相談支援事業所から法に基づく指定相談支援を受けたとき、「サービス利用計画費」が支給されます。

サービス見込量の算定にあたっては、地域生活移行者数の目標値8人と退院可能精神障害者数8人の計16人、及び在宅の障害者1人を見込みます。

(単位:人分/月)

サービス名	18 年度	19 年度	20 年度	23年度
相談支援	1	3	3	4

今後の取り組みについては、ケアマネジメントによる相談支援の充実を 図ります。また、相談支援事業の評価を、障害者地域自立支援協議会で行います。

第3-5 地域生活支援事業に関する事項

- 相談支援事業
 - ア 身体障害、知的障害、精神障害の3障害に係る相談支援を一元的に行います。 精神保健福祉士、社会福祉士、国のケアマネジメント研修終了者といった専門 的職員を配置して行います。東海市、知多市、阿久比町及び東浦町の2市2町 の協定事業で、社会福祉法人に委託し、障害者に寄り添う継続性・専門性のあ る支援をします。障害者相談支援事業と相談支援機能強化事業も一体的に行い ます。

また、後述する障害者の居場所・生活力を引き出す事業である「地域活動支援センター」事業を併せて行い、障害者の支援を相乗効果のあるものとします。

- イ 障害者地域自立支援協議会の運営を相談支援事業と共に行います。協議会は、 障害者支援の現場から見えてくる生活課題・サービス提供に係る課題・障害者 理解の課題等の検討を継続的・専門的に行い、実現可能な障害者福祉事業の構 築に向けて運営をします。
- ウ 障害者の権利擁護を図るために、成年後見制度利用支援事業を行います。障害福祉サービスを利用し、又は、利用しようとする身寄りのない知的障害者又は精神障害者を対象に、必要に応じて、申立手続きや制度の継続的利用に係る経費を助成します。
- コミュニケーション支援事業
 - ア 手話通訳者派遣事業を行います。聴覚障害者支援団体である知多地区聴覚障害者支援センターに派遣・コーディネートを委託して実施します。
 - イ 手話通訳者設置事業を行います。市社会福祉課に設置し、聴覚障害者の相談 や手続きの支援を行います。
 - ウ 要約筆記者派遣事業を行います。社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会 に派遣・コーディネートを委託して実施します。
- 日常生活用具給付事業

重度障害者の日常生活上の便宜を図るため、6区分42種目の用具を給付します。なお、この事業の性質から、サービス見込量の対象としないこととします。

• 移動支援事業

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者

について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外 出の際の移動を支援します。

地域活動支援事業

- ア 地域活動支援センター事業を行います。コミュニケーション能力や生活力を 引き出すサービスを提供することで社会復帰を支援します。フリースペース事 業による居場所づくり、生活場面面接による障害者の課題の汲み取り、プログ ラム提供による生活力引き出し支援、障害に対する理解促進を図るための普及 啓発等の事業等を行います。東海市、知多市、阿久比町及び東浦町の2市2町 の協定事業で、社会福祉法人に委託し、継続性・専門性のある障害者に寄り添 う支援をします。
- イ 地域デイサービス事業を行います。障害者の日中活動の場として、創作的活動、身体機能訓練の機会を提供し、障害者の生活支援を行います。

その他事業

- ア 日中一時支援A型(障害者)事業を行います。従前の宿泊を伴わない短期入所 事業に代わる事業で、障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族 の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし ます。
- イ 日中一時支援B型(障害児)事業を行います。小学生、中学生及び高校生に 当たる年齢の障害児を対象にした事業で、日中において監護する者がいない ため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児に日中における活動の場を確 保し、安心のある地域生活を提供することを目的とします。
- ウ 日常生活支援事業を行います。介護給付支給決定者以外の者について、日常 生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者 に対して、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、生活支援や家事援助で必要な支 援を行ないます。
- ※ 各事業の見込量は別記のとおりです。
- ※ 各事業の見込量確保に当たっては、地域自立支援協議会を運営して行く中で、 事業者等と協議をしてサービス提供体制を整えていきます。

地域生活支援事業のサービス見込み量

(見込者数/月、見込時間数/月)

	事業名		18 年度	19 年度	20 年度	23 年度
• ;	相談支援事業		l	I		
	相談支援事業					
	障害者相談支援事業	実施見込箇所数	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	実施見込箇所数	1	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業	実施見込箇所数	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	実施見込箇所数	1	1	1	1
•	コミュニケーション支援事業	利用見込者数	4	6	8	10
		実施見込箇所数	11	11	11	11
• 5	移動支援事業	利用見込者数	89	92	95	104
		延利用見込時間数	729	800	879	1, 138
• ;	地域活動支援事業					
	機能強化事業	字坎貝汀签配粉	1	1	1	1
	(地域活動支援センター事業)	実施見込箇所数	1	1	1	1
	基礎的事業	実施見込箇所数	5	5	5	5
	(地域デイサービス事業)	利用見込者数	12	12	13	14
•	その他の事業					
	日中一時支援A型事業	実施見込箇所数	5	5	5	5
	(障害者)	利用見込者数	5	5	5	6
	日中一時支援B型事業	実施見込箇所数	10	10	10	10
	(障害児)	利用見込者数	16	17	18	20
	日常生活支援事業	実施見込箇所数	5	5	5	5
	(生活サポート事業)	利用見込者数	2	2	2	2

「第1期東海市障害福祉計画」 東海市市民福祉部社会福祉課 〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地 電 話 番 号 052-603-2211又は0562-33-111 ファックス番号 052-603-4000 Eメール fukushi@city.tokai.lg.jp

- 18 -